

(2) 石炭鉱山

ガス炭じん爆発・自然発火・ガス突出・坑内出水・捨石集積場(ボタ山)の崩壊・地這り等の重大災害の防止について、重点的且つ効果的な監督を実施し、危険性のおそれの多い不燃性ガス石炭坑の監督については、監督官による特定巡回班を編成すると共にガス炭じん爆発・自然発火・坑内出水及び捨石集積場の崩壊、地這り防止についても、夫々地区別に担当監督官を定め、巡回監督を頻繁に行い、危険石炭坑の状況を常に把握し、災害防止の指導監督を実施した。

この三十一年度検査数は、特別検査一二四坑、巡回検査一、五二九坑、性能検査一四〇件、落成検査一三八件、その他の検査、調査四二八坑、特定検査三七八坑である。

(三) 保安教育および保安指導の状況

(1) 技術の改善

保安技術の改善と向上並びに交流を図るため、当部では昭和二十九年四月から毎月定例的に保安技術改善懇談会を開催し、昨年より委員のほか、議題によつては、関係鉱山も積極的に参加を慫慂し、また特に効果あると思われるものについては、当部監修になる「コールマン・セフティ・サービス」誌にその内容を発表する等、その技術の普及徹底を図つてゐる。

(2) 保安教育の推進

鉱山労働者に対する保安教育を推進するため、共同教育および特殊保安講習会、保安技術講習所、短期保安技術講習所の開設並びに科学的・心理的管理方式による保安教育(保安会議)等を実施している。

共同教育は鉱山における有資格者、および指定鉱山労働者の再教育ならびに新しく作業に従事しようとする鉱山労働者の保安教育の統一普及を図り、三十一年度においては、二、一七〇名について教育した。

特殊保安講習会は普通保安技術職員の再教育を目的として、硬山・出水・発破・ガス爆発・落ばん・鉱車等による災害防止について学識経験者業界の専門家、監督官を講師とし開催し、三十一年度においては、一、八八八名について講習した。

保安技術講習所は一般講習は開設せず、特殊講習として保安技術職員のうち特に部長の特別許可による係員および大災害責任係員を対象に坑内、坑外、機電の三種目について開設し、その受講人員は二九九名であつた。

保安会議について、三十一年度よりはじめて実施したものであるが、現在までにインストラクター八三名、つどい指導者一八七名を養成し、これ等による講習受講者は、約五、〇〇〇人に達している。

(四) 災害状況

三十一年度における災害の概況は、金属・非金属鉱山にあつては、災害回数三七九、り災者三七八名で稼働延一、〇〇〇人当り災害率〇・二七となり、追加鉱物鉱山においては、災害回数六八四、り災者六八六名で、稼働延一、〇〇〇人当り災害率は〇・四八となり、前年度の八一四回八一四名、〇・六一に比較して相当の減少を示しており、また石炭鉱山においては、災害回数二九、六四五、り災者数二九、八八四名、稼働延一、〇〇〇人当り災害率は〇・五五となり、前年度の稼働延一、〇〇〇人当り災害率〇・五六に比較してやや減少を見せている。

K 公益事業局

一、施策概要

三十一年度の電力需用の伸張は一般産業の好況を反映して顕著なものがあつた。殊に後半にかけて景気の動向が投資ブームとなつて重化学工業の分野に滲透したため、産業用電力需用は前年度に比べて二〇%増加し、電源開発の推進による供給力の増加が計画通り進捗したにも拘わらず、電力不足はわが国景気の持続を阻む隘路の一つとしてその打開には、鉄鋼・運輸とともに、積極的施策が講ぜられなければならない実情に立至つた。「豊富、かつ、低廉な電力の供給」が電力行政の根本命題であることは改めて繰り返す迄もないが、ここ二三年の電源の拡充強化により漸く「豊富な電力」の命題を解決したかに見えた電力行政は、この急激な需用の伸びのため再度振り出しに戻ることに成り、豊富かつ良質な電力供給の確保が依然として重要目標の一つとされたのである。すなわち、政府は、第一九回、第二〇回及び第二一回のそれぞれの電源開発調整審議会において開発計画を大幅に改訂し、特に、同年十二月十九日の第二一回審議会においては、同年一月第一九回の審議会で決定をみた三十一年度から五ヶ年間に六〇〇万KW開発するという目標が、八四〇万KWの開発に改められ、三十五年度に予想される約八三七億KWの需用

に應ずることとし、そのため三十一年度において約三二万KWの継続工事の出力増加及び一五七万KWの新規工事追加着工が決定された。

なお、これと並行して、電力ロス率の低下、利用率の向上、石炭消費率の軽減、融通の強化等による供給力の増加を図るとともに、一部需用の抑制、特約制度の活用、電気使用合理化等の施策を講じて需給の調整につとめた。この結果、全般的な豊水という天恵もあつて、上期は漸くバランスを保持し得たが、下期に入つては、異常濁水に災いされ、遂に一部地域に五年振りの法的制限が行われたまま、三十二年度に入つた。

次に、電気事業の経理について概観すると、五月以降、再編成後の経過措置であつた水火力調整会制度の廃止をみたが、三十一年度の電気事業の収支は、全般的にみて、ほぼ順調に推移し、収益の向上、内部留保の充実にかなりみるべきものがあつたため、料金問題も表面に現われず、所謂一三〇％頭打措置は三十二年四月まで引き続いて行われることとなつた。(なおこの措置は三十二年度も一部改訂して再延長することに決定している。)このように、全般的には、一応問題なく推移したようであるが、開発の促進に伴う資本費の高騰が電気事業の経理に及ぼす重圧は看過し得ないものがあり、また地域的な水火力比率の差、需用構成の相異等に起因して九電力会社間の企業較差は漸く顕著となり、収支悪化を伝えられる東北及び北陸電力では既に料金改訂の動きを見せ始めた。三十二年四月操業に入つた佐久間発電所(最大出力三五万KW)の完成は、わが国電源開発史上二期を割るものであつた。かくの如く、大容量火力発電所をベースとして、貯水池式水力発電所を組み合わせた新しい開発方式の採用がその緒についたといえよう。その他施設関係としては、送変電関係の整備拡充が目立ち、一般需用家向昇圧、サイクル統一ならびに保安通信設備の整備が注目すべきものとして挙げられよう。このような技術的進歩向上および新製品の出現に應じて、三十二年三月、電気工作物規程の一部改正が行われた。

三十一年度一年間の法規関係の動きをみると、同年六月電源開発促進法の一部改正が行われ、いわゆる「下流増」規定が設けられ、衡平の原則に基づく建設費の受益負担が図られるとともに、同じく五月土地収用法の一部改正が行われ、土地収用手続の簡素化・迅速化による電源開発の推進が図られることとなつた。また、多年懸案であつた電気事業法案の審議も行われ、法制局審議にまで持ち込まれたが、諸般

の事情のため中絶の止むなきに至つた。

同じく公益事業としてのガス事業についてこれをみるならば、三十一年は都市ガス拡充五カ年計画第四年目に当り、一般の好況に伴う旺盛な需用に應えて供給力も飛躍的に増加し、本計画は成功裡に達成されつつある。

他方コークス市況も堅調に終始した結果、ガス事業の経理は概して良好に推移した。しかし他面、供給設備拡充による資本費の増嵩に伴い、一部の事業者は、料金の値上を免れ得なかつた。三十一年度のガス行政の注目すべき措置としては、ガス事業法に基く権限の内部委任を大幅に行つて行政事務の簡素化・迅速化を図ると共に地方の実情に詳しい通商産業局で処理することにより、ガス行政の一層の適正化を期したこと、及び冬期にわたつて頻発したガス中毒事故に対し、ガス中毒防止対策委員会を設置するなど事故防止対策の検討を行つたことであろう。

二、電気料金と電気事業の経理

(一) 電気料金

(1) 料金問題

二十九年十月改訂せられた電気料金は、その原価算定期間を二十九年下期及び三十年上期の一ケ年間を対象としていたので、料金原価その他の諸条件に変更がなければ、電源開発に伴う資本費の増嵩等により翌年度には料金再改訂の必要を生ずることは常識的に判断せられるところである。然るに料金改訂後に於ける引続く豊水事情、ロス軽減その他の企業努力または炭価の下落等によつて収益は向上し、相当の内部留保を行うことが出来たため三十一年度は料金据置のままに推移した。勿論内部留保の充実、収益の向上といつても、これは九電力会社全体の問題であり、地域的な水、火力比率の差、需用構成の相異等に基因して九電力会社間における企業較差は漸く顕著となり、つとに収支悪化を伝えられていた東北及び北陸電力では三十一年度第四・四半期に入るとともに三十二年度からの値上を目標として料金改訂の準備を進めたが、諸般の情勢から年度内の改訂申請の提出には至らず、事前に於ける検討に止まつた。

(2) 三割頭打措置の存続

二十九年十月料金改訂により夏冬料金一本化が行われたが、家庭用電灯を中心として料金改訂による影響緩和を図るため、電気供給規程の供給条件によらない電

気料金の特別措置、すなわち定額及び従量電灯料金並びに公共事業用等電力料金に
ついで旧料金に対し一三〇%の頭打の暫定措置が採られ、取敢えず三十年一度一ヶ年
を限つて実施せられたが、三十年度は各社とも豊水等のため相当の収益を挙げ得た
ので、三十一年度は引続きこの制度を存続することとなつた。従つてこの暫定措置
は三十年度三十一年度と二ヶ年に亘つて実施せられたが、九電力会社では将来のコ
スト高をも考慮し三十二年度には暫定措置を廃止して正常な姿に戻る様強く要望し
た訳であるが、諸般の情勢からみて本措置を全廃することは民生の安定に与える影
響が多であるとの意向が政府部内の大勢を占め、結局一部変更の上、更に一ヶ年再
延長することとなり、三十二年三月二十九日閣議にはかつた後三月三十日申請書提
出、四月一日認可せられる運びとなつた。

〔附〕 三割頭打措置変更概要

(A) 電 灯 定額電灯について頭打が適用されることは従来と変りないが、
従量電灯については、アンペア制地区では五アンペアの需用家、最低使用量制地区
では一燈以下の需用家のみ適用することとなつた。本措置による電力会社の減
収額は従来年間二億円から約八億円に減ずるものと推定される。

(B) 電 力 従来は供給規程に定める公共事業用電力及び通産大臣の指示
する条件を備えた製氷冷凍・酸素製造等の電力需用に対して適用せられ、今回も一
応そのまま存続することとしている。ただ公共事業のうち電気鉄道・市販ガス・上
下水道設置・新聞・郵便・電信及び電話事業については本措置適用期間中にその運
賃または料金の改訂が行われた時は、原則としてその時以後本措置の適用対象から
除外することとなつた。

(3) 九社間の水火力調整金の廃止

九電力会社間の水・火力調整金は、電力再編成に伴う料金の地域差調整のため経過
的措置として設けられ、その後数回の契約改訂により漸減を計つてきたが、三十年九
月二十八日認可に係る協定内容は有効期間を三十一年四月末日迄とし、調整金額を
旧契約の八五%に減少することを骨子としたものであり、これが期限満了とともに
協定は更改せられず、三十一年四月をもつて本制度は自然消滅するに至つた。これ
は再編成後滿五カ年を経過した今日においては、各電力会社も個別経営の体制を樹
立したこと、更に水火力調整金制度を廃止しても現行料金の継続は可能との見込等
を考慮したものである。三十年九月改訂の最終協定に於ける水・火力調整金の調整差

額（各社別の水力調整金供出額と同火力調整金との差額）は合計一二億円である
が、これが廃止によつて大きく影響をうける会社は八億円供出の東京及び八億円受
領の九州の両社である。

(二) 電気事業の経理

(1) 三十一年度上期決算

三十一年度上期は九社平均一一・三・五%という極めて良好なる出水率を示し、水
力発電量は当期の需給計画に比し約二九億KWH、比率にして一六%の大幅増加を
示した。他面火力発電量は水力に反比例して約一六億KWHの激減となつたが、公
営、電発等からの他社受電も含め発電電合計は三一三億KWHとなり、計画に比し
約一八億KWHの増大をみた。一方電力ロスが計画以上の軽減をみた結果、販売電
力量は計画対比一八億KWHの著るしい増加をみ、販売電力量の増加を主体とした
電灯電力収入の増並びに火力発電減に伴う石炭及び重油の消費減約百万屯（重油
は石炭換算）による経費の節減等によつて、当期の九電力会社の収益は著るしく向
上し、減価償却定額超過計上五〇億円、湯水準備金引当七三億円、退職給与金の引
当増二六億円、下期分固定資産税の引当計上二〇億円等極力内部留保の充実に努め
るとともに年一二%の配当を継続した。

(2) 三十一年度下期決算

右に述べた如く三十一年度上期決算は良好なる成績をおさめたのであるが、当期
は全国平均九七・九%の出水率を示し、殊に第四・四半期に至つて異常湯水の様相を
呈したため、顕著なる電力需用の増大と相俟つて電力不足は深刻となり、各地に電
力の法的制限の已むなきに至つた。従つて各社とも老朽火力をも総動員して火力発
電の増強を行つて供給力の増加に努め、ロスの軽減その他企業努力をも加えて結局
当期販売電力量は計画に比し八・八%の増加をみ、これに伴う電灯電力収入も相当
増加を来す結果となつた。他面火力発電増強に因る石炭重油の消費量は計画に比し
一二八万屯（重油は石炭換算）の激増を示し、価格騰貴の影響も加えて燃料費は歴
大となり、前年同期に於ける燃料費支出実績と対比すれば一四一億円の増加となつ
ており、ここに当期収支を著るしく圧迫する主因を作つた。即ち決算上一応配当率
一二%を継続するに至つたといえ、一部会社の湯水準備金取崩し、内部留保蓄積
の減減などがあつて、豊水を主因として最近好況を続けてきた九電力会社収支も
漸く下降の兆をみせるに至つた。

結局三十一年度上下期間を通じての決算内容についてみれば収支状況は一応良好であつて一二%の配当を行つたが、期間的にみれば上期は豊水その他により収益の向上著しきものがあつたものの、下期に至つて湯水、石炭価格の昂騰その他により、數期来好調を続けた電気事業収支も急激なる収益の下降線を進むに至つた。電力の需給は益々逼迫の度を加え、火力増強による石炭又は重油の消費増大は価格の急騰と相俟つて経費面で大きな重圧となり、電気事業に対する法人税法第六条に基づく重要物産免税措置又は租税特別措置法に基く配当金一部損金算入の廃止並びに水利使用料等公課の増徴、電源開発進捗に伴う償却金利等資本費の増嵩、更に収入面に於ける需用構成悪化による電力単価の遞減等幾多の悪条件を考慮すれば、豊水その他の好条件に支えられて良好なる業績を保つて来た電気事業収支も、三十二年度には樂觀を許さざる一転機に立つに至るものと考えられる。

◎三十一年度収支概況 (単位：百万円)

	(三・上期)	(三・下期)	(計)
電灯料	四一、八二二	五〇、五八〇	九二、四〇二
電力料	八三、八二九	八七、二二二	一七一、〇四一
その他収入	四、二四七	四、〇三六	八、二八三
収入(計)	一二九、八九八	一四一、八二八	二七一、七二六
人件費	三〇、六九九	二九、一六八	五九、八六七
燃料費	一〇、七五五	三四、九六一	四五、七一一
修繕費	一八、二七四	一六、四七二	三四、七四六
諸税金	九、八〇一	六、一五〇	一五、九五一
他社購入電力料	五、九〇九	七、〇三〇	一二、九三九
減価償却費	一八、一八三	一七、九六一	三六、一四四
支払利息	一四、五四一	一五、四二二	二九、九五三
湯水準備金引当	七、三三五	△ 五六〇	六、七七五
その他経費	九、九三三	一〇、五一三	二〇、四四六
支出(計)	一二五、四三〇	一三七、一〇七	二六二、五三七
差引利益	四、四六八	四、七二一	九、一八九

〔註〕 地帯間融通料金は控除した。

湯水準備金は引当、取崩し相殺して計上した。

三、電気の需給調整

(一) 電力需給計画の策定

三十一年度の電力需給計画は特に再編成以来の融通契約の失効に伴う措置、電源開発株式会社の佐久間発電所の竣工に伴う発電電力量の配分、東北・北陸地区の需給逼迫に伴う応援の融通の措置等を慎重検討の上四月十六日次の通り計画を作成した。

〔発電端供給力〕		〔需用端供給力〕	
可能発電量	五七、八九〇(百万KWH)	電灯計	八、一九六
停止率	四〇、四三四	業務用	一、七六〇
余剰率	一・三	大口電力	八、二五五
利用率	九三・二	その他	一、四四五
自流水式発電量	三七、六八二(百万KWH)	石炭消費率	〇・六三(%)
貯水池式発電量	二、一九〇	石炭消費量	八八四万(t)
水力計	三九、八七二	重油消費量	三九万(t)
火力計	一五、〇〇八		
受電	四、三〇三		
総合損失率	一九・八二%		

この計画策定に當つて問題となつた点は次の通りである。

① 水力可能発電電力

水力可能発電電力は、実績の平均値を採るが、その基準年次の採り方について従来、昭和十七年以降最近までのうち、最豊水年および最渴水年を除いていたが、これをとりやめ累年平均値をとることとした。

② 水力発電所停止率

停止率は従来長年月には一率であるという観点から、全国一率としてきたが、再編成後の各社の実績をみると特殊事情もあるので、これを加味して各社別に策定した。

③ 地帯間電力融通

本年度は再編成当時締結された電力融通契約が失効するので、新しい観点の下にその性格より第一種・第二種・第三種・第四種の四種類に分けて、それぞれ織り込んだ。本年度融通の特色は各社の不均衡を是正する融通以外に経済融通の思想が取り入れられたことである。

④ 電力損失率

電力損失率は毎年低下してきているもののその軽減速度は鈍化してきている。本年度は各地区別の過去の軽減傾向と各社の一段の企業努力を期待して電力会社の主張を〇・八%下廻る一七・九%をとつた。

⑤ 石炭消費率および所要石炭量

新鋭高能率火力が漸く本格的に稼働を始めたため老朽火力との代替が行われ、また新鋭火力の稼働率を極力あげたので、石炭消費率は〇・六三Kcal/KWhとし、所要石炭量は八八四万tとなつた。火力発電量は一五億KWhも昨年より増加したが、石炭消費率の向上により石炭量は同じであつた。

⑥ 需用の動向

電灯需用は、ほぼ正常な伸びをするものと考えられたが、産業用の需用は三十二年下期来の伸びを引き継いで例年のない増加を示すものと想定された。特に鉄鋼・化学工業・化学繊維・電極等において著しいと予想された。しかもその需用は質的にも変化し、従来は電解電灯炉需用と呼ばれて豊水期に安い電気でフル稼働し、渴水期には最低まで下げて稼働してきたものが、年間コンスタントな稼働を要求して、常時電力の受電を希望してきた。更にこれらの需用の伸びは地区によつて区々であり、最高二四%から最低八%までの開きを示した。

これらの問題を勘案しつつ前述の如く水力可能発電量、利用率停止率等について技術的に相当の研究を重ねて、上表の通り需給計画を策定したわけである。この結果供給力は昨年の計画に対し一〇%、昨年の実績に対し八%の増加となつている。火力発電は一五〇億KWhで昨年の計画に対し一一%増、昨年の実績に対し三〇%の増加を示している。需用については、想定需用は四七七億KWhで昨年実績に対し一一%の伸びとなつているが、供給力に見合う計画需用は四七五億KWhで結局この差は供給力不足となつて現われるわけで、全国で〇・五%、地域別にみると東北二・九%、東京〇・二%、中部〇・一%、北陸一・三%のそれぞれ不足となる。またKWのバランスでみると最悪の場合で東京五%、中部六%(十二月ベース)の不足率となつている。

(一) 電力融通契約の認可

電力融通は九電力会社相互間に行われるものと電源開発会社、公営およびその他と九電力会社との間に行われるものとの二つがある。前者については、電力再編成の際契約された融通は三十一年四月末をもつて有効期間が切れ、その他の契約も殆ど三十一年度中に失効するので、電力融通についての新しい区分を次の四種類に決めて指導を行つた。これにより提出された認可申請は四六件に及びいずれも慎重審査の上認可された。特に本年度は東北・北陸の需給の均衡を保つ上に東京・中部・関西・九州の各社からそれぞれ一・五億KWhを応援せしめることにした。

(2) 第一種融通

各社間の電力需給の不均衡を是正し、併せて相互の需給の円滑をはかるためのもの

一、需給の不均衡を緩和するための予め予想されるもの

二、自社分のみでは発電所と主送電系統との連繫がないために生ずるもの

三、送電系統の併列のために生ずる系統のシワの融通

四、渴水・事故等の際の補給融通

(2) 第二種融通

各社の水火力発電設備を有効に利用するための所謂「経済融通」である。

一、水力供給力の平水計画以上の余力をもつて他社の特殊需用に供給するもの

二、水力供給余力をもつて他社の貯水或は火力の代替とするもの

三、新鋭火力の連続運転による余力で他社の貯水代替とするもの

四、火力発電所の能率差を利用するもの

五、調整能力の不足を他社の調整能力を利用して補うもの

(3) 第三種融通

供給設備と供給区域の地理的關係により、自社供給力では直接供給困難な需用に対し他社から融通を受けることにより電力の供給を行わんとする所謂「小口融通」を云う。

(4) 第四種融通

異常湯水のため一社または数社の供給力が不足を生じた場合の七社間の緊急応援融通である。

第四種融通については、発電所の増加により本年の認可件数は二二件に上つた。

特に最大出力三五万KWの電源開発会社佐久間発電所の配分については、融通関連七社の需給状況、火力発電所の稼働状況等を考慮の上、東京・中部両電力への配分を決めた。

(三) 受電の認可

受電認可は電力需給計画に基いて算出された受電認可枠を考慮の上処分するが、ここ二、三年電源開発の進捗に伴い需給状況は好転し、需給調節としての受電認可は電力の合理的使用の面にその使命を転換しつつあつた。しかし三十年下期からの電力需用の急増に伴い東北・北陸両地区においては他地区からの融通電力を期待してもなお電力不足が見込まれる状況であり、このため両地区については受電認可枠におさまるよう新増加受電認可申請を査定し、バランスを保つこととした。他地区については従来通り合理的使用の面に重点をおく認可方針をとつた。なお、受電認可の処分は受電電力三、〇〇〇KW以上は本省で五、〇〇〇KW以上三、〇〇〇KW未満は各通産局で処理していたが、三十一年十月以降五、〇〇〇KWで区分し一部権限を通産局に委任した。三十一年度の常時電力の認可電力は次の通りである。業種別にみると鉄鋼・化学肥料・紙パルプ・化学工業・繊維・窯業・造船・私鉄・機械の順となつている。

〔常時電力の認可〕

(単位：千ドルKW)

北海道	三七・七	(一八・九)
東北	六四・〇	(五〇・八)
東京	二三〇・三	(一三四・八)

中部	一〇八・九	(五九・三)
北陸	四一・七	(二三・九)
関西	二〇三・七	(一一二・九)
中国	七三・一	(二九・四)
四国	二三・九	(一四・六)
九州	七二・一	(五二・三)
(計)	八五五・四	(四九六・九)

〔注〕()内は五、〇〇〇KW以上

(四) 電気使用合理化の推進

電気使用合理化は、従来その地域の供給力の特性、需用の構成等を考慮して地域ごとに推進のための機関をつくり、啓蒙宣伝、調査研究、診断指導、講演講習会、参考資料の刊行、合理化優秀工場の審査表彰等を実施してきた。合理化のねらいも当初は使用の節減、原単位の低下であつたが、需給緩和に伴い電力使用の効率化を加味し、供給側、需用側ともに利益を生じることが目的とするに至つた。三十一年度は再び需給状況が悪化し、需給の逼迫はここ当分は持続する見透しでありかつまた電気使用合理化は本来企業合理化の一環として強く推進する必要があるため電気使用合理化優秀者に対し本年度から戦後はじめての通商産業大臣の表彰を行うこととし、各通産局長の推せんに基づき審査の結果、全国で十六社を表彰し、その努力を賞揚するとともに併せて、今後の使用合理化の推進に資することとした。

(五) 電力需給の概況

三十一年度の電力需用は、前年度下期来の産業規模の拡大に伴つて目ざましい増加を示して、五一三億KWHに達し、前年度実績に対し一七%の増となつた。これを地域別にみると北海道一八%、東北一六%、東京一五%、中部二〇%、北陸一六%、関西一八%、中国二〇%、四国一五%、九州一四%の増加となつている。また需用別にみると電灯需用は八%と例年通りの伸びを示したのに対し、産業需用は二〇%の増加を示し、特に鉄鋼・化学肥料・ソーダ・カーバイト・非鉄金属・合成繊維・機械において著しい。期別にみると上期は二〇%増、下期は一四%増と上期において甚だしいがこれは三十年度は下期より著しい需用の増があつたため、伸び率としては上期の方が大となつたものである。

一方供給力は電源の開発は計画通り進捗し、九電力会社水力二三万KW、火力三

五万KW、電発公管四九万KW合計一〇七万KWに達し、特に貯水池式の佐久間発電所(三五万KW)等の大発電所が運転を開始した。また水力発電状況も年間を通じてみると各地域とも豊水に恵まれ全国平均一〇六・七%の豊水を示した。このよ
うな豊水にも拘らず、電力需用の増加は急激で開発計画のテンポを大幅に上廻り、
かつまた出水量も月別、地域別には相当に濁水を呈したために二十八年以来実に五
年ぶりの大幅の法的制限が発動されるに至つた。期別にみると上期は全国一一三・
五%と豊水に恵まれ八月に中部・四国が一時的に濁水に見舞われ、短期間大口需用
に対し、電気事業者より抑制を依頼した外ほぼ順調に経過した。下期に入つてから
は、東北・北陸がまず濁水し、十二月以降は全国的に異常濁水に見舞われた。この
ため東京・東北では大口需用の休日振替、調整需用の抑制の自主的制限を実施し
た。一月に入つて濁水は益々激化し東北・四国においては、当分降雨は期待薄との
予想もあり遂に電気使用制限規程に基づく告示制限を発動した。この結果、ネオンサ
イン等の使用禁止、休電日の週一日、大口需用三割抑制等が実施された。その他北
海道、九州を除いて各地域とも電圧低下、休日振替等を実施したがなおサイクルの
低下は免れ得なかつた。二月には上旬は降雨と暖気の融雪のため出水が増加し、全
面的に制限を解除したが、中旬以降再び濁水に見舞われ、北海道・九州・中国を除
く各地区で相次いで電圧、周波数を低下せざるを得ない状態となり、貯水池の放流
により自主的制限を最小限に止め三月の雪融け水を期待した。しかしながら三月に
入つても期待された出水はなく、例年ならば、冬型の気象状況はくずれ暖気がおと
ずれる筈の中旬にいたつても全くその気配なく、加えて貯水池の水は底をついたた
め遂に大幅の使用制限を実施した。特に東北は甚だしく、東京・中部・関西より応
援することとし、東北は十五日、東京・中部・北陸・関西は十六日から再び告示制
限を発動し、ネオンサイン等の使用禁止、休電日の週一日・二日、大口需用の抑制
(東北五割、東京・北陸三割、中部二割、関西一割)等が実施された。一方四国は
降雨を期待しつつ、自主的抑制によつたが、冬型の気象配置のため降雨なく月末の
二十八日にネオンサイン等の使用禁止、休電日週一日、大口需用の三割抑制等を実
施するに至つた。その後も暖気は到来せず、異常濁水は続き告示制限のまま三十二
年度に持ち越されることとなつた。

(六) 火力発電用燃料

火力発電用燃料消費状況は、上期は、水力発電が豊水のために石炭・重油とも計

画の七一%に止まり、それぞれ二三七万吨、九万八千軒となり、貯炭も計画を一
五%上廻つた。下期は、異常濁水と引き続く電力需用の増加のため火力発電は設備
一杯連続運転し、消費量は大幅に増加し、石炭は計画の一〇一%、重油は計画の二
四六%となりそれぞれ五六三万吨、六〇万六千軒に達した。このため十二月から石
炭不足が顕著となり、受入量は減少し、貯炭を喰ひ込むに至つた。ここで国内炭の
電力優先手配、重油外貨の繰上げ割当、一般炭の緊急輸入等の措置を講じ不足を補
うこととした。以上の結果年計としては石炭は八六三万吨、重油は七〇万軒とな
り、それぞれ計画に対し九六%一八三%、前年度実績に対し、一二〇%、二三〇%
となつた。

四、電源開発の問題

(一) 概 説

三十一年度は、前年度にくらべて電力設備の拡充に大きな発展をみせた年であつ
た。

本年度は当初、経済自立五カ年計画にもとずいた電力六カ年計画に依つて、電源
開発計画を策定し、それによつて開発を推進する筈であつた。しかしながら、三十
一年度は、日本経済が飛躍的な発展をとげた時期であつて、一般経済情勢は活況を
呈し、電力需用も増加し、継続工事の繰上促進、設計変更による発電所出力の増加等
によつては、この事態に対処することは不可能であり、このままで推移するならば、
三十二年度以降において著しい需給の不均衡をきたすおそれが生じたのである。

これに対し政府は、同年五月十八日、第二〇回電源開発調整審議会を開き、長期の
電源開発計画の目標を電力六カ年計画にとり、三十一年度の電源開発基本計画を策
定し、継続工約三二九万KWのほかに新規工約一七〇万KWの開発を行うこと
を決定するとともに電源開発促進法第六条第二項の規定による費用の負担の方法お
よび割合の規準について審議した。

その後、同年十二月十九日には第二一回電波開発調整審議会が開かれ、電力五カ年
計画を策定して三十五年度までに最大出力約八四〇万KWにのぼる電源開発計画を
決定するとともに、三十一年度の電源開発計画の追加変更を行つて、さきに第二回電
源開発調整審議会の決定した継続工事について約三三万KWの出力増加を認めると
ともに新規工事にさらに約一五七万KWを追加して、三十二年以降の需給緩和に

役立たせることとした。なお、約一五七万KWの新規工事は、電力会社の行う水力約一二万KW、火力約一・一五万KWおよび電源開発会社が行う熊野川・奈半利川長山地点等の約三〇万KWである。

(二) 電力五カ年計画

長期電源開発の目標は、三十一年十二月十九日の第二一回電源開発調整審議会の審議を経て決定し、三十二年一月三十日総理府告示第三四号で公表されている。

この電力五カ年計画(三十一年度～三十五年)は、前述のような経緯でいわゆる電力六カ年計画を改訂して策定したもので、三十五年において予想される需用電力量約八三七億KWH(電力事業に期待するもの約七四一億KWH、自家用に期待するもの約九六億KWH)を確保するため、この計画期間内に約八四〇万KWの電源開発を完成しようとするものである。

計画の概要を示すと次の通りである。

(A) 三十一年度以降三十五年度までに完成すべき計画出力は、既決定分については、三十一年度の分を併せて、水力約二九六万KW、火力約三四五万KW、計約六四一万KWで、企業体別には、電源開発会社約一三三万KW、公営事業者約三九万KW、九電力会社約四五七万KW、その他電気事業者約八・六万KWおよび自家発電業者約三万KWとなっており、これに三十二年以降着工し、三十五年までに完成予定の開発企業体未定分約一九九万KWを含め、合計約八四二万KWである。

(B) 三十一年度以降三十五年度までに電力設備に投資する総所要工事資金は約一三、二六一億円である。(このうちには、三十六年度以降に完成する電力設備の期間内所要工事資金を含んでいる。)

年度別に見れば、三十一年度約二、一五八億円、三十二年約二、七九九億円、三十三年度約二、九五二億円、三十四年度約二、七三六億円、三十五年度約二、六一七億円となつている。

(三) 三十一年度計画

三十一年度計画は、三十一年一月十九日の第一九回電源開発調整審議会で決定をみたいいわゆる電力六カ年計画をもととし、第二〇回電源開発審議会で決定した年頭初計画でこれにより電源開発を実施してきた。その後上述したような需用の急増に対処して三十一年十二月十九日の第二一回電源開発審議会で電力五カ年計画をベースとする計画に変更したのである。その年当初の計画規模は、最大出力約五〇

〇万KWの水・火力電源を主体とし、送变电および業務用等の電力施設の拡充工事ならびに改良工事を含め、三十一年度支出予定額を、約一、九七七億円としていたもので、変更後の計画は、約三三万KWの継続工事の出力増加および約一五七万KWの新規工事の追加があつたため、最大出力約六八八万KWの水・火力電源を主体とし、送变电および業務用等の電力施設の拡充工事ならびに改良工事を含め、三十一年度の支出予定額は、約二、一五七億円となつている。

〔第一表〕 三十一年度継続新規出力 (単位：万KW)

継続	三六一	構成比%
新規	三二七	四七・五
(計)	六八八	

〔第二表〕 三十二年度工事中水・火力出力 (単位：万KW)

水力	三四五	構成比%
火力	三四三	五〇・〇
(計)	六八八	五〇・〇

〔第三表〕 三十一年度所要工事資金 (単位：億円)

(A) 企業体別		構成比%
電源開発会社	三七三	一七・三
公営事業者	一五〇	六・九
九電力会社	一、五九二	七三・九
その他電気事業者	三三三	一・五
自家発電業者	九	〇・四
(計)	二、一五七	

外資工事
約二四億
円を含む

(b) 施設別

施設別	実績	構成比%
発電	一、二九三	五九・九
送変電業務	六四六	二九・九
改良工事	二一八	一〇・二
(計)	二、一五七	

(四) 三十一年度計画の実績

三十年度に運転を開始した水・火力発電所は、最大出力約九三・七万KW、推定工事資金実績約二、一九〇億円であつて、企業体別および水・火力について三十一年度計画と比較すれば次の通りである。

●三十一年度企業体別運転開始発電所出力比較表

(単位：万KW)

企業体別	(計画)	実績(推定)	(差引)
電源開発会社	三九	三九	〇
公営電気事業者	八	七	△一
九電力会社	五八	四四	△一四
その他電気事業者	：	〇三	〇三
自家発電業者	一	四	三
(計)	一〇六	九四	△一二

〔注〕 △印は計画に対し遅延を表わしている。以下同じ。

◎三十一年度企業体別工事資金比較表

(単位：億円)

企業体別	(計画)	実績(推定)	(差引)
電源開発会社	三七三	四一八	四五
公営電気事業者	一五〇	一五二	二
九電力会社	一、五九二	一、五七八	△一四
その他電気事業者	三三三	三三三	〇
自家発電業者	九	九	〇
(計)	二、一五七	二、一九〇	三三

なお、資材については、電源開発工事量の増大とともに、品目によつてはその調達に困難をきたしたのもあつた。すなわち電気銅は、三十一年度使用見込約三万トンで全生産量の約二三%とその占める比率も高く、調達はやや困難であつたし、とくに鋼材については三十一年度使用見込約三三万トンで全生産量に占める比率は約四%と、その比率こそ低けれども各業界からの需要が相当強くて入手が困難であつたし、また価格の値上りで建設費増嵩の大きな要因となり、電気経済上望ましからぬ影響を与えた。

(五) 資金調達

上述のごとき三十一年度電源開発工事資金需要に對して、その調達の事情を各企業体別にのべれば次の通りであつた。

電源開発会社の三十一年度の資金実績は、工事費その他で約四一八億円であつた。同社の資金源は、その大部分を財政投融資に依存しているが、三十一年度においては産業投資特別会計三〇億円、資金運用部資金一九三億円、余剰農産物見返九〇・七億円、合計三一三・七億円である。この残余は、自己調達および内部留保によつて調達しているが、本年度において特筆すべきことは新しく社債を発行することとなつたことである。電源開発会社が財政投融資という限られた範囲から幅の広い弾力的な資金調達へと調達方針を切り換えたことは、すでに市中銀行からの借入および信託銀行を通ずる外国映画蓄積円の借入に見られたところであるが、本年度からこれに社債という新分野が加わつたことは特記すべきことといえよう。かくの如く、電源開発会社が財政資金以外の民間資金に依存しなくてはならなくなつたのは、工事資金の膨張が著しいことと金融緩和の傾向とによる。しかし、民間資金の活用については、一面において建設資金コストの上昇による発電原価の昂騰という事実を考へるならば、低廉な電力の供給という観点からその対策は慎重な考慮を必要としよう。

公営電気事業者の資金実績は、約一五〇億円であつた。源泉別には地方債発行のうち、財政資金引受分一一〇億円(資金運用部資金引受分七〇億円、簡保資金引受分四〇億円)、公募分四〇億円であつた。

電力会社の設備資金実績は、総工事資金約一、五七八億円、債務償還約五四一億円、その他合計約二、〇一四億円と前年をかなり上廻つた。これに対する資金調達状況をみるに、上半期においてはなお前年に引続き一般金融情勢の緩和とそれに伴

り金利の低下、電力会社の収支の好調とに特徴づけられる。しかし、第四・四半期にいたり、電力工事の著しい増加によつて資金需要は増加し、これに加えて一般産業の資金需要も次第に大きくなつてきたにもかかわらず、財政資金の揚超が顕著となつてきたので、コール市場のレートが急騰し、電力会社では社債の消化難にもとずく発行額の削減はもちろん、債券発行銀行からの借入れについても困難が加わつて来た。

次に資金調達源についてのべれば、まず第一の資金源である内部留保は、約四六三億円があてられ、前年度を約六八億円上廻つてゐる。

第二に開発銀行資金は、当初一二〇億円が予定されていたが、新規工事の追加着工が決定され、一方、開発銀行資金は、鉄、石炭および造船等において年度初以来の金融情勢の好調と事業の好況によつて大幅な繰上げ償還が実施されて、年間開発資金の回収増が約一〇〇億円と見込まれたので、当初枠一二〇億円に対し、四〇億円が増額され、電力会社に融資された。なお、三十一年度における開発銀行資金は、これを二分し、第一の部分を「開銀資金の長期性」に着目し各社の工事量に比例して配分し、第二の部分を同じく「開銀資金の低利性」に着目し各社の資金ができるだけひとしくなるように配分し、この合計額を各社別融資予定額とした。

第三に自己調達資金については増資は、約一二〇億円で昨年より約一〇〇億円増加し、市中銀行からの借入の割合は例年よりは低いが前年よりは高くなつており、また社債の割合は著しく高くなつてゐる。社債の著増は、昨年度に引続いて金利の低下等発行条件が有利になつたためである。

第四に営業性資金から設備資金に充当された資金は、約一四七億円で昨年の約二二九億円に比して少くなつてゐるが、これは主として湯水により営業的資金から設備資金に充当する余地が少くなつたことによるものである。

第五に世界銀行からの借入による工事量は、対象工事がほぼ完成したので約七億円にすぎなかつた。

その他電気事業者および自家用発電業者の設備資金実績は、約四二億円であり、このうち開発銀行資金は約一三億円で、残金は市中銀行その他から調達した。

(六) 外資導入

電源開発部門に対する外資導入としては、すでに二十八年年度以来数件あつたが三十一年度においても、外資導入による電源の開発が数件行われた。すなわち同年五

月の第二〇回審議会において、東京電力の千葉(四期)一七・五万KW、関西電力の大阪(二期)一五・六万KW、九州電力の苅田(二期)一五・六万KWの新規着工が認められた。これらはいずれも国産化されていない最大の容量または最高の性能のものでこの完全な国産化は昭和三十四年度湯水期前に運転を開始するものについては不可能であつたので輸入によることとした。政府としても機器国産化の趣旨に沿ひ、部品については、できる限り国産品を用いるよう指導した。

これらの輸入に関連して東京電力は、インタナショナル・ジェネラル・エレクトリック社(以下「I・G・E」という)から、関西電力は、ウェスチングハウス・エレクトリック・インタナショナル社(以下「W・H・I」という)からメーカーズ・クレディットの形で外貨借借を受けることとなり、両電力とも三十一年十月に契約を結んだ。融資金額および条件は、東京電力は、七八八万ドル、期限八年、金利率年五%(ほかに開発銀行保証料年〇・五%)、関西電力は五五四万ドル、期限十年、金利率年五%(ほかに開発銀行保証料年〇・五%)である。

九州電力は、三十一年七月W・H・Iからメーカーズ・クレディットの形で借借を受けたが、その後、利子課税をめぐる複雑な問題も実質的に解決をみたので同年九月にいたりワシントン輸出入銀行(以下「EXIM」という)の融資参加を伴う借借に切り換えた。なお、三十年度輸入した火力設備に関連するメーカーズ・クレディットについて関西電力(大阪一期)は三十一年五月に、中部電力(新名古屋一期)は三十二年三月にEXIMの融資参加を伴う借借に切り替えた。

現行の契約における借借金額および条件については、関西電力は一、二四五万ドル、期限W・H・I分は六・五年、EXIM分は一九・五年、金利五%(ほかに開発銀行保証料〇・五%)、中部電力は一、一三六万ドル(うちEXIM分八五〇万ドル)、期限I・G・E分は六・五年、EXIM分は一九・五年、金利五%(ほかに開発銀行保証料〇・五%)、九州電力は、一、一七六万ドル(うちEXIM分八五〇万ドル)、条件は、関西電力に同じ、となつてゐる。経済界の活況に伴ひ電力需用の伸びはめざましなかつたので、政府は、これに依つて三十一年十二月の第二一回電源開発調整審議会を開き、三十一年電源開発計画を大幅に改訂し、東北電力の仙台一七・五万KW、中部電力名古屋(二期)二〇万KW、関西電力の大阪(三期)一五・六万KW、九州電力の苅田(三期)一五・六万KWの四地点を新規着工地点に追加した。そこで、これを輸入すべきであるとする電力会社と国産でまかなうべき

とする国内重電機メーカーの間に意見の対立があつたが、政府は主要部分を輸入することに決定した。この発電設備の輸入に伴い、関西・九州電力ともW・H・Iからメーカーズ・クレディットの形で外貨借款を受けることとなり、近く契約を結ぶこととなつてゐる。融資条件は、期限十年、金利五%（ほかに開発銀行保証料〇・五%）である。東北および中部両電力は輸入先またはEXIMからの利用を行うものと予想される。

五、電気施設と保安

三十一年度における電源開発状況は前年度に引続き順調に進捗し別表に示す通り水火力併せて八九万九千キロワットが新增設され前年度末に対して八・〇パーセントの増加を示した。送電線については一〇万ボルト以上の主要送電線の建設されたものは亘長で約四一〇軒である。

●発電設備増加出力 (単位：キロワット)

	(水力)	(火力)	(計)
九電力会社	二一五、九〇〇	一六七、二二〇	三八三、一二〇
公 営	七二、〇〇〇	—	七二、〇〇〇
電源開発会社	三八三、〇〇〇	—	三八三、〇〇〇
自 家用	一一、三〇〇	四九、二〇〇	六一、五〇〇
(計)	六八三、二〇〇	二一六、四二〇	八九九、六二〇

(一) 発電設備の整備拡充

新增設された電力設備について技術上特筆すべきものをあげると、水力発電所では第一に三十一年四月に運転開始した電源開発・佐久間発電所（最大出力三五〇、〇〇〇キロワット）があげられる。その規模はダムの高さ一五〇米、水車一〇万キロワット、発電機九・三万キロボルトアンペア等あらゆる面においてわが国の最高記録であり、その建設に当つては最新の土木機械を使用し工期の短縮を図つた結果、着工から発電開始まで僅か三年であつた。

また水車製作技術の進歩により高落差カプラン水車の製作が可能となり、関西電力・殿山発電所の落差六九・五米のものはわが国最高のものである。一方高落差の

水車としては機械重量の低減、部分負荷の能率の向上のため、近年堅軸ペルトン水車が採用されているが、北陸電力・栃尾発電所に設置された一六、〇〇〇キロワットのものは現在わが国最大容量を誇つてゐる。

また水車の调速機に電子管式调速機の採用も目立ち、関西電力・鳩ヶ谷発電所等数ヶ所ではスイスより輸入したものを採用したが優秀な成績を得ている。

河川綜合開発に伴う多目的ダムを利用した公営発電所の竣工も、前年度に引続き顕著であるが、東京電力・藤原発電所は電力会社が多目的ダムを利用した初の発電所として注目される。

発電所の自動化は新增設された発電所の全部が一人制御方式あるいは遠方監視制御方式を採用し、既設発電所についても漸次自動化を行い経費節減を図つてゐる。

(2) 火 力

電気事業用汽力発電所は、急増する電力需用と発電原価の低減のため、耐熱材料の進歩等と相俟つて、逐年高能率大容量のものが要求され急速に高温高压の大型機の建設が行われている。中部電力・三重発電所では再熱式七五、〇〇〇キロワット、一〇二汽圧、摂氏五三八度のものが建設されたが国産では現在最高のものであり、またタービンは屋外式を採用したことも国産機では初めてである。東京電力・千葉発電所では一二五、〇〇〇キロワット一二八汽圧、摂氏五四〇度のものがアメリカより輸入され建設されたが、熱効率は三九・〇パーセントに達する。また、同型機が国内メーカーにより製作中で、千葉火力第二号機として三十二年末には運転開始の予定である。さらに関西電力・大阪発電所・中部電力・新名古屋発電所等では一六五、〇〇〇〜二〇〇、〇〇〇キロワット級のものが建設中である。

(二) 送変電関係の整備拡充

送変電関係では、電源開発・佐久間発電所の竣工に伴い、東—東京及び西—名古屋変電所に至る二七五、〇〇〇ボルト送電線が完成し、わが国三番目の超高压送電を開始した。また九州電力では山家変電所の完成により、上権葉山家線が二二〇、〇〇ボルトの使用を開始したが、山家変電所には潮流制御の目的を持つて直列コンデンサーが設置され、超高压直列コンデンサーとしては世界有数のものである。

超高压以外の送電設備では既設系統の昇圧が各所で行われ、また、MC鉄塔・熔接鉄柱等の使用が目立ち、新しい電線として防蝕鋼心アルミ燃線・フラットタイプケーブル等が施設された。

(三) 電気事業用保安通信設備の整備拡充

マイクロ波通信設備は近年長足の進歩を遂げているが、電気事業においても、安定した保安通信施設として各社とも整備拡充を図り本店から支店・主要発・変電所さらに建設工事現場にも施設し、編局数は九〇を超えている。通信方式としては時分割方式からさらに多重通路容量を持つ周波数分割方式が採用されつつある。これらマイクロ波とともに多重超短波及び多重電力線搬送が併用され、非常災害時の通信確保が図られている。

またトランジスタも通信線搬送装置に使用され、実用の域に達し、送電線保安用の移動無線、保線用電線にも小型軽量化の目的から試験的に使用された。

(四) 電気工作物規程(省令)の改正

電気工作物規程は戦後の技術的進歩向上に鑑み、二十九年四月一日に全文改正が行われ、その後三十年十一月十七日に一部改正が行われたが、さらに新しい電気用品の出現等に伴い、三十二年三月二十三日一部改正が行われた。主な改正点は次の通りである。

- 一、複合ウエルド線ビニールキャブタイヤケーブル、単心ビニールコード、プレゴム絶縁クロロブレン外装ケーブル電気さく用電源装置等の使用を認めた。
- 二、旧電気用品取締規則の規定によつて型式承認をうけた電気用品はそのまま使用できることとし、同規則の対象外についてのみ規格を告示した。
- 三、例外認可の権限の調整を図つた。

(五) 電気事業主任技術者資格検定及び電気用品関係

三十一年度における電気事業主任技術者資格検定は、試験検定の第一次試験を四月に、第二次試験を八月に、また第一種及び第二種については口述試験を十二月に行つたが、受験者総数一九、七五七名に対し、合格者一、二六三名で合格率六・四パーセントであつた。また詮衡検定の合格者は四八名であつた。

三十一年度における電気用品取締規則に基く、電気用品製造免許及び型式承認件数は次の通りである。

種別	(製造免許件数)		(型式承認件数)	
	絶縁電線	コード	絶縁電線	コード
	六	七	一四二	八七

電線管及金属線種

ヒューズ	二	一〇
開閉器	二五	一八八
屋内用小型スイッチ	一五	一一三
接統器	一五	二二五
電熱器	三三	一九〇
小型電動機	二八	二三五
小型変圧器	一七	三二八
電流制限器	一	二九
(計)	一五〇	一五九八

六、ガス事業

(一) 事業の概況

三十一年は都市ガス設備拡充五ヶ年計画の第四年目に当るが、一般の好況にともない、ガスの需要は極めて旺盛であり、需要家戸数では三十年度末の二、四八九千戸から三十一年度末には二、八〇五千戸と三一六千戸約一二・七%の増加を示し、供給量でも前年度の二、三九四百万立方メートルから二、七七〇百万立方メートルと三六百万立方メートル約一五・七%の増加を見た。他面コークス市況も堅調であり、一般にガス事業にとつては好況の年であつたといふことができよう。次に、ガス事業新設の動きも盛んなものがあつた。即ち三十一年度において、事業経営の許可を受けたものは、秦野瓦斯(四月十三日許可)、御殿場瓦斯(六月二日許可)、八戸瓦斯(七月二十八日許可)、弘前瓦斯(八月二十三日許可)、成田天然瓦斯(十二月一日許可)、新渡瓦斯(十二月二十六日許可)の六件に達し、この六事業者を加えて、全国ガス事業者数は年度末には丁度一〇〇となつた。これらの全ガス事業者を経営形態別に見ると、株式会社組織のもの七九、市町営のもの二〇、財団法人組織のもの一、となつており、その稼働状況は操業中九三事業者、未操業七事業者である。

これにより、全国約五百の都市のうち、約二百の都市に対してガスの供給が行われることとなつた。しかしながら、最近新設されるガス事業者の大部分は小規模事業者であり、しかも固定資産額の割合に、ガスの供給販売量が少いため、ガス料金

五億円、二五%と増加しており、売上の構成比率もガスが二%低下した反面、コークスが二%上昇している。純利益は四四億円を示し、前年より一九%増加している。また三十一年の設備の拡充状況を見ると、会社経営のガス事業者の総資本額は八三〇億円に達し、昨年の七一〇億円に比べると一七%の増加となった。なかんずく資本金の増加は著しいものがあり、昨年の一七六億円に対し二六%増の二二二億円となった。一方他人資本が昨年の三四六億円から四二二億円と二七%の増加を示したため、自己資本比率は前年の五一・五%から四九・二%とかえつて低下し、設備産業としては、資本構成は改善されたとはいえない状況にある。

次に各社の配当率の状況を見ると、前年に比べて一割五分配当のものが減少し一割乃至一割五分のものが漸次増加しつつある。このことは、経理状況は依然好調とはいいながら、資本費の増嵩が益々利益を縮小さしめる傾向を示すものであつて、さらに拡充計画が進むにつれて経理面へ及ぼす影響は大きくなるものと思われる。

かくの如く、三十一年度のガス事業者の経理は一般に良好ではあつたが、事業者によつては、五ヶ年計画の進捗にともなう資本費の高騰が大きな圧力となり、遂に料金値上の止むなきに至つた事業者が五あつた。

次にガス事業の資金事情について見ると、三十一年は五ヶ年計画期間中において備設投資が最も活潑に行われ、工事に伴う資金総額は、一五〇億円余の巨額に達し、返済に要する資金約七〇億円を加えると、総額二二〇億円余に達した。

この設備資金は五ヶ年計画の当初予定を約一〇億円程度上廻り、また調達方法については、大手各社に対しては極力民間自力調達を要請し、開発銀行融資は調達能力の低い中規模程度の地方ガスに限定した。しかしながら、三十一年度後半に至り、資金事情は急速に逼迫に向い、ガス事業に対する開銀融資枠の大幅な拡大を望む声が強まりつつあつた。

資金関係として、特筆すべき事項としては、中小企業金融公庫の画期的な貸出条件緩和があげられる。即ちガス事業向中小企業金融公庫の貸出条件は、三十一年四月以降緩和され、(イ)新たに直接貸の对象とする。(ロ)貸付限度を残高三千万円に引上げる(従来は一千万円)(ハ)貸付期間を七年乃至十年に延長する(従来は五年)(ニ)担保対象に、本支管メーターも極力考慮する等の措置が講ぜられた。この措置により従来、設備資金調達に著しい困難のあつた中小ガス事業者も積極的に設備拡充が可能になり、本年度の工事額は三九社約一三億円と三十一年度の工事額六億円のおよそ

二倍にのぼり、また、これに伴う中小企業金融公庫借入期待額も五億三千万円に達して、三十一年度の九千五百万円を遙かに凌駕した。

次に公営ガス事業者の設備資金調達の大部分を占める起債の許可状況について見ると、十五市町一計四億一千五百万円(内政府資金二億一千八百万円)が起債許可になつてゐる。

(四) 都市ガス普及第二次五ヶ年計画

前述のとおり三十一年は第一次五ヶ年計画の第四年目に当つたが、その実績はガス供給量についても、また需要家数についても計画目標以上の好成績を示した。また、三十二年は計画の最終年次であるが、計画を相当程度上廻ることはほぼ確実であり、当初の意図は一応満足をみたわけであるが、最近の著しい住宅建設の増加、都市への急速な人口の集中傾向、生活水準の向上に伴う暖房その他家庭ガス需要の増加、産業活動の活発化に伴う商用工業用ガス需要の増加等、都市ガスへの需要は、益々強くなりつつある情勢から、今後とも長期的な計画を樹立して旺盛な需要に対処することは、官民ともどもガス関係者にとり緊要欠くべからざる問題となつてゐる。

こうした要望に応え、新たな構想をもつて、三十二年二月より、三十三年を初年度とし昭和三十七年に至る五ヶ年を計画期間とする都市ガス普及第二次五ヶ年計画の策定に関する作業を開始した。

(五) ガス事業法に基く権限の内部委任

ガス事業法の規定に基く許認可事項は、従来殆んど中央で処理せられて、僅かにガス事業以外の事業の許可、供給規程以外の供給条件の認可に限つて地方通商産業長局に、その処理の権限を委任していたに過ぎなかつた。

しかるに、近時新設ガス事業者の数は益々増加の一途を辿り、また既設の事業者についても日常の業務に関し様々な問題を惹起することが多くなつてきているので、ガス事業法の規定に基く権限については、むしろ地方の実情に詳しい通商産業局で処理することがガス事業者にとり有利であり、かつ、行政事務の簡素化にも役立つとの考慮と、通商産業局側からのかねてよりの強い要望とにかんがみ三十一年九月、大臣通牒の形で各通商産業局長に権限を大幅に委任する運びとなつた。

本通牒の特色は、従来この種内部委任が殆んど事項別に本省と通商産業局の所掌を区分していたのに対し、今回のそれは、一部の事項を除き、規模の大小による

事業者別に区分した点にある。すなわち、年間ガス販売量および供給区域内総戸数により事業規模を判断して、東京瓦斯(株)・大阪瓦斯(株)・東邦瓦斯(株)等主要二十事業者を本省直轄事業者とし、残余の全事業者については、問題の性質上本省で一括処理せざるを得ない事項を除いては、すべて地方通商産業局限りで裁決できることとなつたのである。

なお、本省直轄事業者が全ガス事業者(九十八)に占める比重は、ガス供給量において九六・二%、需要家戸数において九四・一%とそれぞれ圧倒的比率を示している(何れも三十年末現在の数字による)。

(六) ガス中毒事故問題

三十二年に入り各地にガス中毒事故が頻発したため、国会でもこの問題が採りあげられたのである。これに対処するためガス事業者は自発的に全需要家を巡回し、ガス使用上の指導を行い事故の防止を図り、また新たに社団法人日本瓦斯協会内にガス中毒事故防止対策委員会を設置して事故防止対策の検討を行いつつある。

最近における中毒事故を、原因についてみると、ガス設備または器具の不良によるものは殆んどなく、ゴム管外れ・ガス栓のしめ忘れ等、むしろガス使用者の不注意に起因するものが大半であり、したがつて事故防止については、使用者のガスに対する知識の普及を図るためのP・Rが肝要であるが、一方、ゴム管外れの防止、ガス器具の改良等についても目下真剣に研究を行うとともにガス中毒を防止するための立法措置の可否についても検討中である。